

令和 7 年第 6 回定例会（会議録）

開 催 日	令和 7 年 6 月 2 0 日（金）
開 催 場 所	あま市役所 2 階 C 1 C 2 会議室
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 1 0 分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	0 人
出 席 者	教育長 他事務局職員 8 名
傍 聴 人	1 人
議 事 日 程	日程第 1 教育長開会のあいさつ 日程第 2 退任教育委員のあいさつ 日程第 3 前回会議録の承認 日程第 4 教育長の経過報告 日程第 5 議案第 30 号 あま市いじめ防止基本方針の一部改訂について 議案第 31 号 後援申請について 議案第 32 号 教育支援室の入室について（非公開） 日程第 6 その他 (1)令和 7 年度社会教育委員の委嘱について (2)あま市教育課題検討委員会第Ⅵ期報告書「不登校・不適応に対する支援対策」について (3)令和 7 年度海部地区人権教育講演会について (4)区域外就学申請について（報告）（非公開） (5)通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） (6)就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） (7)あま市小中学校長会からの令和 8 年度教育予算に関する要望について（非公開） (8)令和 6 年度教育委員会の点検・評価報告書（素案）について（非公開） (9)令和 7 年度第 1 回総合教育会議について（報告）（非公開） (10)あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） (11)生徒指導（令和 7 年 5 月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程２、退任教育委員のあいさつ
委 員	(退任する笹野教育委員あいさつ)
教 育 長	日程３、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程４、教育長の経過を報告する。
	(令和７年５月２２日～令和７年６月２０日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ６回
	教育長用務 ４回
	教育総務課事業 ０回
	学校教育課事業 １２回
	生涯学習課事業 ３回
	スポーツ課事業 ４回
	市行事 ８回
	市議会関係 ５回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程５、議案 ２件公開 １件非公開
教 育 長	議案第３０号「あま市いじめ防止基本方針の一部改訂について」
教 育 次 長	文部科学省が令和６年８月に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂した。それを受けて、「あま市いじめ防止基本方針」
	の一部を改訂する。
	１ 表紙

	令和 7 年 6 月改定
	2 第 2 章 いじめ防止等のためにあま市が実施する施策
	2 あま市いじめ問題専門委員会の設置
	「名古屋法務局津島支局長」の削除
	※ 出席が無理であることが確認されたため
	3 第 4 章（1）重大事態の意味
	「学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、」
	の後
	（2）重大事態の報告
	「学校は、」の後
	上記二か所に以下の文章を追記する。
	「学校いじめ対策組織が平時から実効的な役割を果たし」
	※ 「平時から」というキーワードを追記したい
	4 第 4 章（5）事実関係を明確にするための調査の実施
	「ア いじめ・・・」の前に以下の文章を一文追記する。
	「また、具体的かつ実効性のある再発防止策の検討が必要である。調査にあたっては、文部科学省が令和 6 年 8 月に策定した
	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に示されて
	いる「重大事態対応によるチェックリスト」を参考にする。」
	※ 「再発防止策」というキーワードを追記したい
	※ 「チェックリスト」を参考にすることを追記したい
	（以下概略を説明）
教 育 次 長	誤字及び訂正をさせていただきます。
	「1 表紙」内の「改定」を「改訂」、「4 第 4 章（5）事実関係
	を明確にするための調査の実施」内の「策定」を「改訂」とし、「チェ
	ックリスト」を「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェ
	ックリスト」に訂正いたします。
教 育 長	文部科学省が改訂したガイドラインを実情に合わせて改訂するも
	のです。

教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	今回の「平時から」という言葉を入れたことによって重大事態の判断についての問題は解決するのでしょうか。
	以前の事例では、「これは重大事態だと保護者が言えば、それなりの調査をしないとイケない。」と保護者がしきりに主張していました。
	「文部科学省のものにも記載してある。」とも主張していました。
	そのときの対応としては、学校や教育委員会が調査をして重大事態か否かを判断することとしました。
	他市では重大事態か否かの判断で揉めていませんか。
教 育 次 長	昨日新聞報道で江南市が報道されていました。その他の近隣の自治体については承知をしていません。
委 員	せっかく今回改訂するのであれば、揉めないようにできれば良いと思います。「平時から」という言葉を文部科学省から入れるようにと指示があったということですが、この文言を入れれば問題ないのでしょうか。
教 育 次 長	平時から学校が基本的にそういう姿勢で臨むことを明記することで考え方が変わると考えております。
委 員	具体的に、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合になったなどの事実がなければ重大事態と認定しないと判断していいですか。
教 育 次 長	ご指摘のとおりです。該当する場合に重大事態と判断します。
委 員	読み方による認識違いで保護者の方から「重大事態と思っている。」と言われても大丈夫でしょうか。
教 育 次 長	いじめか否かは、申し出されればいじめと認定する形です。そのうえで、重大事態か否かは教育委員会が認定することとなっています。
教 育 長	以前の例では重大事態の定義についてが、論点として出ています。その時は、あま市教育委員会は重大事態には当てはまらないと判断し

	ました。その際に保護者が言っていたのは、仮に学校がいじめの結果
	ではない、あるいは重大事態と言えないとしても重大事態と捉えて対
	策をする必要があるのではないかとこのところだと捉えています。そ
	のうえで、当時の教育委員会の対応がおかしいのではないかとこのこ
	とを言っていると受け止めました。
	当時の対応について、1回目の事案と2回目の事案は、保護者がお
	っしゃっていることについて、それぞれ切り離して考えないといけな
	いと弁護士の先生からも助言していただいていたいました。
	1回目についてはいじめであり、学校も教育委員会もいじめと認め
	ているが、重大事態に当てはまるものではないと判断しました。しか
	し、2回目のものについては、そもそもいじめとは認識しておらず、
	よって、重大事態としていません。
	保護者の中では1つ目と2つ目が合わさってひとつのものと認識
	している形となっていました。
	当時の学校の対応も、職員が休職したりしたことなどもあり、調査
	が十分にできていなかったりと、対応が後手後手となりました。
委 員	ガイドラインに「保護者が重大事態と言えれば調査をしなければなら
	ない。」と書いてあります。と言われたと思います。
教 育 次 長	児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があ
	った時は、その時点で学校がいじめの結果でない又は重大事態と言え
	ないと考えていたとしても、重大事態の可能性のあるものと捉えた対
	策をする必要があります。学校又は教育委員会はあま市いじめ防止基
	本方針を踏まえ、学校いじめ対策組織が平時から実効的な役割を果た
	し、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうか判断し、報
	告・調査に当たることとしております。
委 員	それをきちんと理解していただく必要があります。
教 育 次 長	保護者からの申立があった場合は、当該事案を重大事態と考えて対
	応しますが、平時から記録等の積み立てを学校が持っていてそれに基
	づいて重大事態か否かの判断します。

委 員	当時、重大事態となるか勘案しながら市教育委員会は議論しました。それを伝えればよかったのではないのでしょうか。
教 育 長	言っていました。それでも納得されませんでした。
委 員	そうした場合の対応はどうされますか。
教 育 次 長	重大事態ではないと判断して調査までで終わると思います。
委 員	「重大事態として調査をしなければならない。」と言われて「調査をした結果、重大事態としないと判断した。」と言いましたが、少し食い違いがあるように思います。
教 育 次 長	重大事態と認定する条件がいくつかある中で、市教育委員会は条件には該当しないと判断しましたが、保護者が「自殺を企図した」と主張されて、「重大事態に該当するはずだ。」とおっしゃっていました。
教 育 次 長	先程からお話しさせていただいているように、保護者が重大事態だと申立てているのであれば、重大事態と捉えて対策をする必要があるというのは記述のとおりですが、調査の結果、重大事態と判断するか否かは別であると考えています。そのあたりで保護者と事務局の意見に食い違いがあったと思います。
委 員	重大事態として対策をする必要があるとあるが「対策」は何を指しますか。調査をすればいいのではないのでしょうか。重大事態を前提として調査するではだめだったのでしょうか。
教 育 次 長	校内では、重大事態と捉えた調査をしておりました。
委 員	調査をしたのでいいのではないかと何度も伝えたかと思います。
教 育 長	保護者の方は、調査委員会を立ち上げてやらなければならないとおっしゃっていました。しかし、市教育委員会は調査委員会開催の必要はないと判断しました。
委 員	以前の別なケースでは、第三者委員会ではありませんが、調査委員会を立ち上げました。
教 育 長	七宝中学校の件では立ち上げました。
委 員	事例ごとに状況が異なるため、対応をルール化することは難しいかもしれませんが、同じ基準をもっていただくようにお願いします。

委 員	名古屋法務局支局長が出席出来ないため削除するとのことですが、
	こういった立場の方は誰もいなくなるということでしょうか。
委 員	代理の方の出席もできないのでしょうか。
教 育 長	専門委員会は、いじめ事案の関係者と直接関係をしない方で構成を
	する必要があります。
	また、法務局の発言が議事録に残ると困とのことでした。
委 員	他市町で第三者委員会を設立したときの構成員をどうされている
	か調査をお願いします。
教 育 長	承知いたしました。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認します。
教 育 長	議案第 3 1 号「後援申請について」 審議 4 件 報告 0 件
教育総務課長	①「障がい児者向けナイトバブル・シャボン玉イベント（こんぺいと
	う〜でこぼこの仲間たち）」
	事業目的は、障がい児及びその家族のレクリエーションとのことと
	す。
	事業内容は、作って楽しむシャボン玉、専門業者によるナイトバブ
	ルショーとのこととです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、障がいのある市民の皆様に
	安心してご参加いただき、「障がいへの理解があるあま市」を実感して
	いただくため。とのこととです。
	開催期間は、令和 7 年 1 1 月 1 6 日（1 日間）
	開催場所は、あま市七宝焼アートヴィレッジです。
	参加者は、市内在住、市内の障がい事業所利用の障がい児とその家

	族３００名までを予定しているとのことです。
	参加料は、５００円です。
	(以下概略を説明)
教 育 総 務 課 長	本事業は初めて開催するものです。周知については、対象者の通っている障がいサービス事業所等でチラシ配布をするとのことです。なお、本事業についてはあま市及びあま市社会福祉協議会に後援申請が提出されており許可されています。
生 涯 学 習 課 長	②「戦後８０年被爆ピアノが奏でる世界平和コンサート（あま市郷愁の会)」
	事業目的は、あま市民に命の大切さ、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝え、次の世代、さらに次の世代へも平和が継承される事を目的としているとのことです。
	事業内容は、毎年開催する平和コンサートの開催で、今回は被爆ピアノを通して次世代に平和の尊さを伝えるコンサートを催すとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、次世代への継承を目的とし、市内在住の学生へも案内をする為とのことです。
	開催期間は、令和７年８月１２日（１日間）
	開催場所は、美和文化会館大ホール・ふれあいの森です。
	参加者は、愛知県内の一般・学生の７００名までを予定しているとのことです。
	参加料は、１，０００円です。※高校生以下無料
	(以下概略を説明)
生 涯 学 習 課 長	後援については、あま市後援申請が提出され、許可されております。
	他の自治体への後援申請はされておられません。
	あま市郷愁の会は令和７年２月１日に設立されました。代表の上村氏は、原爆による被爆ピアノ管理している方と出会い、被爆ピアノを通じて戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えたいという思いに至ったとのことです。何度も下萱津区長をやられている方です。

	令和５年度からあま市で開催されております。令和５年度につきましては、甚目寺公民館で団体設立前に平和コンサートを開催しております。令和６年度は自宅等においてイベントを開催いたしました。
生涯学習課長	③「しゅわっぽんのインクルーシブ音楽祭（しゅわっぽん）」
	事業目的は、豊かな社会と福祉の増進を目的としているとのことです。
	事業内容は、芸術鑑賞とのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、立ち上げて間もない団体のため社会認知度が低いからです。ポスター、チラシ、SNS等への記載とのことです。
	開催期間は、令和８年２月１５日（１日間）
	開催場所は、あま市美和文化会館です。
	参加者は、海部地域の一般・学生の７００名までを予定しているとのことです。
	参加料は、無料です。
	（以下概略を説明）
生涯学習課長	しゅわっぽんですが、設立が間もないため団体のため、社会的認知度が低く、後援名義が許可されることで本事業の信頼性が増しより多くの方に参加してもらいたいとのことです。
	後援につきましては、あま市とあま市社会福祉協議会に後援申請を提出し、許可されております。
	しゅわっぽんは、令和５年９月２６日に設立されております。代表の村瀬氏は、令和５年にあま市に転入され、転入前は豊山町で読み聞かせ等の福祉ボランティアをされていました。令和４年度には、豊山町社会福祉協議会ボランティア連合会会長を務められていました。愛知県表彰等を受賞されております。あま市に転入され、しゅわっぽんを設立しました。しゅわっぽんの活動については、基本的に無償ボランティアで活動されております。
スポーツ課長	④「体幹教室（一般社団法人日本トレーニング推進協会）」

	事業目的は、あま市の子どもたちの運動能力向上とのことです。
	事業内容は、身体の使い方、正しい姿勢をメインとした体幹トレーニングとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、ゴールデンエイジの時期に必要な神経系のトレーニングを子どもたちやその保護者に知ってもらうため全国で活動しており、今回、あま市で貸して頂ける施設を紹介して頂いたためとのことです。
	開催期間は、令和7年6月29日（1日間）
	開催場所は、ALIVE AMA イベントスペースです。
	参加者は、市内小学生60名までを予定しているとのことです。
	参加料は、500円です。
	（以下概略を説明）
スポーツ課長	あま市への申請は今回が初めてです。近隣自治体への申請はありません。過去の後援実績としては、令和3年度、4年度、5年度に事務所がある可児市、令和6年度につきましては、大阪府熊取町で後援の許可を受けて事業を実施しております。
教 育 長	（質疑等を許可）
	①障がい児者向けナイトバブル・シャボン玉イベント
	②戦後80年被爆ピアノが奏でる世界平和コンサート
	③しゅわっぽんのインクルーシブ音楽祭
	④体幹教室
委 員	①の収支予算書について、寄付金を個人で375,000円とありますが目途が立っているのでしょうか。
教育総務課長	確認しておりません。
委 員	②について、行事自体はいいのですが、実績がありません。チケット代50万円、協賛金80万円とありますが、集まらなかった場合、中止になったりしませんか。
生涯学習課長	主催者側に確認をとれておりません。
委 員	集まらなかった場合、中止することはよくあります。しかし、これ

	は、令和５年度からやっているので何かしらやと思います。
	会場は借りるわけです。
生涯学習課長	はい、美和文化会館になります。
	協賛金とチケット代で賄うものになります。
委員	そこまで目途を立てているのでしょうか。自主財源が収支にあります。
教育長	２年前に甚目寺公民館で開催され出席いたしました。その時は、３００人程度来場されていまして。
委員	参加者７００人のうち５００人を有料にしている想定になっています。
教育長	集まらなくても開催しないというのではないと思います。会場が押さえてあります。
委員	できなかった場合、中止の届出を提出する必要があるませんか。
教育総務課長	実績報告書は提出する必要があります。報告書でわかると思います。また、大きな変更の際には変更の届出もあります。
委員	「後援しているから支援して」などの依頼はありませんか。
生涯学習課長	そういったことはありません。
	公演を全国各地で開催されています。８月名古屋市公会堂で開催するものはユニセフが後援しており、コープ愛知が主催です。
委員	後援なので、市や市教育委員会に迷惑が掛かることが無いようにお願いいたします。
委員	③について、収入で自己負担金３０４，０００円とありますが、代表が払っていますか。
生涯学習課長	代表が負担していると思います。代表はプロの歌手としても活動されております。
委員	会費については、会則第７条に徴収しないと記載されています。代表が個人で出しているためすごいと思います。
委員	市からの補助金とは何ですか。
生涯学習課長	企画政策課のあま市市民活動推進事業補助金になります。

委 員	法人ではありませんか。
生涯学習課長	法人ではありません。
委 員	④について、6月29日開催で、申込期間6月22日からとなっております。
	チラシにあま市教育委員会と記載があります。チラシは配布されているのでしょうか。
スポーツ課長	申請時に、審議が本日諮られること、「あま市教育委員会後援」は許可が出るまで記載しないよう案内をしておりますが、それでも配布するとのことでした。
委 員	教育委員会定例会で審議して決定するものです。審議前にチラシに「あま市教育委員会後援」と記載するのはペナルティです。また、案内も配布されているはずです。確認をお願いします。
委 員	チラシに掲載され、配布しているようであれば、今後一切後援しないでもいいと思います。
スポーツ課長	事務局としても疑問に思いますので、確認いたします。
委 員	後援する意味はないと思います。
スポーツ課長	期間がありませんが、提出するか何度も確認し、許可が出るまで「あま市教育委員会後援」と記載できないことを何度も説明しました。
委 員	会場のALIVE AMA イベントスペースはあま市坂牧大塚とありますが、場所は把握されていますか。
スポーツ課長	コメダ珈琲と魚魚丸の間にあるところです。
委 員	60人も入れるスペースですか。
スポーツ課長	一気に60人ではなく何回に分けて開催するとのことでした。
教育総務課長	申込期間は6月22日午後9時から開催前日の午後7時までになります。
委 員	幼児、小学生とありますが、学校等でチラシ配布しますか。
スポーツ課長	学校では配布しません。
委 員	トレーニングに来ている子を通じて配布するということですか。
スポーツ課長	トレーニングしている人や、学校の門の前で配布するかもしれません。

委 員	役員の中にあま市在住はいますか。
ス ポ ー ツ 課 長	おりません。代表の方が一宮市の方です。
委 員	イベントスペースとありますが、スポーツジムになっているのでし
	ょうか。
ス ポ ー ツ 課 長	スポーツジムです。
委 員	そういった場所の開催で後援を許可するのはどうなのでしょう。
委 員	会場を借りているだけで主催者は日本トレーニング推進協会とい
	うことでしょうか。
委 員	ただ、参加する立場からすればスポーツジム経由と思えます。そう
	すると営利目的に捉えられませんか。
委 員	公の体育館でやるのと少し違うと思います。
ス ポ ー ツ 課 長	逆に公ではないところで後援申請があった場合は、受付をします
	が、後援の許可が難しいということでしょうか。
	場所は「イベントスペース」と書いてあります。
委 員	スポーツクラブでも主催で様々な行事があります。それをすべて拒
	否できません。
ス ポ ー ツ 課 長	会場が理由で不許可ということでしょうか。
委 員	500円参加料を取っています。営利目的がありませんか。
ス ポ ー ツ 課 長	資料代や保険代であると思います。
委 員	内容的には営利目的とは言い切れません。
委 員	わざわざ後援しなければならないわけではありません。
ス ポ ー ツ 課 長	会場が民間の会場だから不許可とすると、今後の申請や許可に影響
	を及ぼすため確認させていただいているところです。
委 員	営利目的と言われるとALIVE AMAがジムをやっている参
	加者に入会案内するのが見込まれる場合は営利目的と言い切れると
	思います。
委 員	実際、そういったことをやっているのではありませんか。
委 員	イベントスペースなので貸し施設だと思います。
ス ポ ー ツ 課 長	貸し施設です。すぐ隣にはジムがあります。

委 員	外から見ても貸し施設には見えません。なので、公のイベントを行うに取れません。会社等が入る、金銭を徴収してやるイベントにわざわざ教育委員会が後援をしなくてもいいと思います。
ス ポ ー ツ 課 長	公募についても同じ考え方になると大きな分かれ目になると思います。申請主催を日本トレーニング推進協会にしたのも別な団体が借りてやっている体裁をとるためと想像します。イベントスペースという名前にして場所を借りている、違う団体がやっているという体裁をとっている時に、区別がつきにくいです。
委 員	公の施設ではありませんし、十分なスペースでもないので営利目的につながりかねないと言ってしまうのではないのでしょうか。
委 員	参加者は何となくつながりを感じます。
委 員	あえてそういう疑いがあるものを教育委員会が後援をする必要がないのではありませんか。
委 員	教育委員会が認めるかどうかの話です。文句を言われてもしようがないです。教育委員会がそう思ったというところです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	① 障がい児者向けナイトバブル・シャボン玉イベント 許可
	② 戦後80年被爆ピアノが奏でる世界平和コンサート 許可
	③ しゅわっぼんのインクルーシブ音楽祭 許可
	④ 体幹教室 不許可
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	①②③を許可、④を不許可とする。
教 育 長	日程6、その他報告事項 3件公開 8件非公開
生涯学習課長	(1)「令和7年度社会教育委員の委嘱について」
	令和7年3月定例会において承認いただきました社会教育委員で

	すが、人事異動や変更がありまして、PTA代表として、あま市小中学校PTA連絡協議会会長 乙部祐樹氏を委嘱するものです。
	任期途中のため、前任者の在任期間となる令和8年3月31日までが任期となります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「あま市教育課題検討委員会第VI期報告書「不登校・不適応に対する支援対策」について」
学校教育課主幹	あま市教育課題検討委員会設置要綱（平成26年教委告示第9号）
	にもとづき、教育長から諮問のあった次の課題について検討が行われました。
	(1) 新たな一人を出さないための取組
	(2) 誰一人取り残されない学びの保障
	(3) 親と子の居場所づくり
	令和6年1月23日に第1回を開催し、令和6年12月10日の第7回まで、計7回の委員会を経て、令和7年5月付けで報告書「不登校・不適応に対する支援対策について」を受理いたしました。
	報告書の詳細は、お手元の報告書を読んでいただき、まとめとして、次の6点について提言がなされています。
	①児童生徒がSOSを発信しやすい環境を作るための「心の健康観察」を校務支援に導入し、各校での実施を進めていく。
	②児童生徒のSOSに対し、早期に対応するための職員を配置する。
	③市内各校への校内支援室を設置する。またそれに伴い、スクールカウンセラー、支援員、生活指導アドバイザーなどの、相談や支援ができる専門的職員を配置する。
	④あま市教育支援室「ビリーブ」を美和地区や七宝地区にも設置し、より多くの児童生徒の学ぶ場を保障し、より多くの保護者が教育相談を受けられるようにする。

	⑤「不登校家族支援フォーラム」を継続的に実施し、不登校の子をもつ保護者と行政やNPO支援団体を繋いでいく。
	⑥不登校支援を行うNPO支援団体の活動を支えるための予算を立て、活動場所の提供を行うこと。
	(以下概略を説明)
学校教育課主幹	最終的には令和7年2月に「不登校フォーラム」をあま市役所で開催しました。実体験の保護者からお話を聞いたり、学校で出来る事をお話させていただいたりしました。今年度に繋げていきたいと思います。概ね、同じ悩みを抱えた保護者同士のつながりを持てたり、学校としてやってもらえることが分かったなどメンバーから考察等報告を受けました。保護者と民間の支援団体からも継続して続けていたとありがたいとのことです。ほっとネットみわから教育委員会、学校で難しいようであればほっとネットみわが中心となってフォーラムを続けていきたいと話を進めていく事になりました。
	新たな教育課題検討委員会を立ち上げていきたいと思いますが、同じ課題で取り上げていきたいと思います。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「令和7年度海部地区人権教育講演会について」
生涯学習課長	開催の目的は、市内小中学校教職員並びに市民の人権意識の高揚を図ると同時に、小中学校教職員並びに海部地区の住民からも参加を募り、人権尊重の和を海部地区に伝え広げるためです。
	主催は、あま市教育委員会及びあま市小中学校人権教育研究会です。
	後援は、愛知県教育委員会、海部地区小中学校長会、あま市小中学校PTA連絡協議会及びあま市教職員会です。
	日時は、令和7年8月1日(金)開場午後1時30分、開演午後2時(終了予定午後4時)です。毎年8月第1金曜日に実施しています。
	会場は、甚目寺公民館大ホールです。

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和7年7月18日

教 育 長 伊藤克仁

教 育 長
職務代理者 溝口正己

委 員 小笠原英司

委 員 近藤真司

委 員 吉川孝子

委 員 世野奈津子

事 務 局 鎌倉崇志

会議録作成 野々目清司